過誤納金(還付金)還付請求権譲渡通知書

年 月 日

愛知県名古屋東部県税事務所長 殿

发邓尔石自座外	和 宗 仇 事 伤 川 文 一 殿							
	荒在地)			実 印				
	、称)							
	(法人の場合)							
	(日中の連絡先		_)					
私 (当社) が貴職に対して有する下記過誤納金 (還付金) の還付請求権は、 年 月 日に、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。								
譲受人 住所(所	f在地)							
氏名(名	; 称)							
代表者(法人の場合)								
	(日中の連絡先	_	_)					
		記						
1 譲渡した過	過誤納金(還付金) 	•						
税目	│ □ 自動車税種別割 │ □ 税	過誤納金(還付金) の金額		円				
年 度	年度	譲渡した過誤納金 (還付金) の金額		円				
登録番号又は 期(月)別		納付(納入)年月日	年月	日				
付金) の発生 理由・発生年 月日	□その他(·	日 抹 消 登 録】日 納付(納入)】))				
※太線で囲った項目(税目、年度、登録番号又は期(月)別及び過誤納金(還付金)の発生理由・発生年月日)は、譲渡された過誤納金を特定するため必要な項目となりますので、必ず記入してください。 2 過誤納金(還付金)の振込先(譲受人名義の口座に限ります。)								

金融機関名		本店・支店 本所・支所		
	金融機関コード		支店コード (バ	吉番)
預金種目	普通・当座・	口座番号		
口座名義人 (カタカナ)				

※過誤納金(還付金)の受領を口座振替で希望される場合は、譲受人名義の振込先口座を記入してください。

※ゆうちょ銀行の場合:「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

【ご注意】

- 1 譲渡人が個人の場合は住所、氏名を自署し、譲渡人が法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名をゴム印等で押印し、 印鑑証明書の印影と同じ印を押印してください。
- 2 譲渡人の**印鑑証明書** (発行日から 12 か月以内のものに限ります。コピー可(等倍に限る)。) **を添付してください**。
- 3 「登録識別情報等通知書」、「輸出抹消仮登録証明書」など、還付金の発生事由を証する書類を添付してください。
- 4 抹消登録した月の翌月5日まで又は重複納付した日から3日以内に提出してください。
- 5 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当(委託納付)されるため、譲受人に還付されない場合や充当(委託納付)後の残額が譲受人に還付される場合があります。